平成２８年（フ）第１３３号
釧路市鳥取北９丁目５番８号　ハイツ丹所３号室
債務者　大谷　光弘
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１３４号
釧路市鳥取北９丁目５番８号　ハイツ丹所３号室
債務者　大谷まさ江
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３０号
岩手県奥州市江刺区梁川字沢田23番地
債務者　今野　征二
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第３１号
岩手県奥州市水沢区字北田296番地１　ディアス北田Ｄ棟　101号室
債務者　佐々木大輔
１　決定年月日時　平成28年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第３８号
岩手県奥州市水沢区真城字北上野47番地４　ノースウィングＣ棟　102号室
債務者　伊藤　聖子
１　決定年月日時　平成28年９月８日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第９７０号
さいたま市緑区道祖土４丁目16番10号
債務者　横山由美子
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９７１号
さいたま市緑区道祖土４丁目16番10号
債務者　横山　頌平
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４８５号
埼玉県草加市稲荷５丁目２番10号　コーポアラキ203号
債務者　菊地　徑子
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３３１号
埼玉県狭山市大字水野1314番地の２　フォーブル狭山101
債務者　石丸　　誠
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４０５号
埼玉県狭山市狭山台４丁目８番地の４　コンフォートシンフォニー103
債務者　北條　光穂
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４３４号
埼玉県入間市大字小谷田1359番地３
債務者　図司　景子（旧姓斉藤）
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４４１号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目４番地10　エミネンスマンション305、前住所埼玉県富士見市西みずほ台１丁目４番地８　リュバンドールⅡ　203
債務者　水落裕美子（旧姓齊藤）
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４５６号
埼玉県川越市大字天沼新田190番地４
債務者　小美濃高人
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２１９号
埼玉県深谷市上柴町西３丁目９番地12　メゾンシブキ上柴206号、旧住所埼玉県深谷市柏合618番地
債務者　笠原　千春
１　決定年月日時　平成28年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２８６号
相模原市南区南台４丁目16番15号
債務者　大坂由紀子
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３１１号
相模原市南区鵜野森１丁目47番51号
債務者　柴崎　恵子（旧姓深澤）
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３１２号
相模原市南区鵜野森１丁目30番２―609号
債務者　宮城　　輔
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３１８号
相模原市中央区淵野辺２丁目29番３号
債務者　渡邊　泰朗
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部